

警学丙達第3号
令和2年3月27日

学校職員各位

警察学校長

福井県警察の教育主事の設置及び運用要綱の制定について

福井県警察会計年度任用職員に関する訓令（令和2年福井県警察本部訓令第17号）の制定に伴い、別添のとおり「福井県警察の教育主事の設置及び運用要綱」を制定し、令和2年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

福井県警察の教育主事の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、教育主事の配置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

学校に教育主事を置く。

第3 身分

教育主事の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

第4 任用条件

教育主事は、次の各号に掲げる要件を備える者のうちから本部長が任命する。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校の校長又は教員として勤務した経験のある者
- 2 教育心理学等教育に関する専門知識を有し、警察教養に深い理解のある者
- 3 心身が健全である者

第5 任期

教育主事の任期は1会計年度とする。

第6 職務

教育主事は、次の各項に掲げる職務を行うものとする。

- 1 学校に入校中の警察官等に対する教養訓練及び調査研究に関すること
- 2 学校に勤務する警察官等に対する郷土歴史、社会情勢等の社会教育に関すること
- 3 上記1及び2に掲げるもののほか、学校長が必要と認めるもの

第7 勤務時間

教育主事の勤務時間は、休憩時間を除き1週間において23時間15分とする。

第8 その他

この通達に定めるもののほか、教育主事に関し必要な事項は、別に定める。